

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第41号

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	14, 17 5円	14, 17 5円	16, 46 7円	17, 49 6円	」を
---	--------------	--------------	--------------	--------------	----

「	14, 39 7円	15, 19 8円	17, 25 9円	17, 93 7円	」に改める。
---	--------------	--------------	--------------	--------------	--------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補

償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。